

資料

国際人権規約批准促進

大阪府民会議ニュース（一九七七年四月五日）

去る三月二三日午後一時半より部落解放センター二階講堂において、国際人権規約批准促進大阪府民会議の結成大会がおこなわれた。以下はその経過である。

(1) 開会あいさつ（上田卓三 部落解放同盟大阪府連委員長）

昨年は国際人権規約の発効した年で「人権の年」といわれたが、「部落地名総鑑」差別事件といった悪質な差別事件が生じた。これは、日本の現実がいかに人権が守られていないかということを示したのだが、日本の中にある諸々の差別をなくしていくために、国際人権規約の批准を広く府民に訴えて、政府に迫っていくことは極めて時宜にかなった運動といえよう。私も三月十九日国会で鳩山外務大臣を追求したが、政府はのらりくらりと逃げている。やはり、こうした状態にある政府に批准させるのは運動である。共に闘ってゆきたい。

(2) 議長団あいさつ（川久保公夫 アムネスティ日本支部副理事長）

アムネスティという団体は一九四八年の世界人権宣言を市民として実現させるためにとりくんでいる組織ですが、この国際人権規約の批准をとにも迫っていきたい。日本では、よく人権問題が少ないといわれるが、そうではない。部落問題、在日外国人問題等深刻な問題があるし、最近、人権意識が風化しているという問題もある。こうした状態を克服していくために、国際人権規約の批准を日本政府に迫っていくことは重要な闘いである。

(3) よびかけ人代表あいさつ（田万清臣 議連合大阪地方本部議長）

人類は何千年来人権確立を求めて闘ってきたが、今日なおこの為に闘わなければならないことは残念である。いうまでもなく、人権とは、人間だれしもが生れながら与えられているもので

あるが、実際は様々な形でこれが奪われている。この奪われているものを奪い返すのが人権確立の闘いである。日本政府がいまだ国際人権規約を批准しないということは、政府が諸々の人権を奪っている証拠である。従って、当然人間が人間として持っている権利を確保するために批准運動をまきおこしていこう。

(4) 来賓あいさつ①(黒田一 大阪府知事 大権副知事)

今年には日本国憲法制定三〇年、婦人の国内行動計画の制定というところで人権擁護にとって重要な年となっている。こうした時に国際人権規約批准促進大阪府民会議が結成されることは、誠に意義深い。国際人権規約は世界人権宣言に法的拘束力をもったものとして、人権擁護にとって大きな役割を果すものだ。大阪府としても関係機関と協力し、国に対して早期批准を要請してきたが、今回この会の結成に意を強くするとともに敬意を表する。

(5) 来賓あいさつ②(大島 靖 大阪市長 石川助役)

国際人権規約が発効して一年のこの日に、全国に先がけて府民会議の結成大会が開催されたことは誠に意義深い、いうまでもなく第二次大戦の反省の中で一九四八年に世界人権宣言が出され、これに法的拘束力を持たせたものとして、一九六六年に国際人権規約が採択された。この国際人権規約は日本国憲法の基本的精神と合致しており、政府にすみやかな批准を望む。

(6) 祝電披露

井上一成(衆議院議員)、佐々木静子(参議院議員)、佐々木砂夫(大阪府議会議長)、吉川悦二(大阪府町村長会長)、立石斐夫(大阪府町村議長会長)、木崎正高(大阪府市長会長)、松村和夫(大阪府下市議會議長会長)、古道勇(貝塚市長)、鈴木祥蔵(関大教授)。

(7) 経過報告(山中多美男 部落解放同盟大阪府連 政治共闘部長)

- ① 昨年一月三日にA規約が、三月三日にはB規約とB規約に関する選択議定書が発効しました。
- ② 日本では、こうした中で、マスコミ、学者や一部の団体が、この意義をとりあげて若干の運動をしてきています。
- ③ 例えば、部落解放同盟は全国大会でこの問題を重視していません、アムネスティもパンフを発行したり討論会を開いたりしています。また日弁連や人権擁護委員でも一定の論議がおこなわれ、決議がなされています。その他護憲連合でも学習会などがもたれてきています。
- ④ 更に、政府との関係でいえば、和田貞夫前衆議院議員が、昨年の五月一七日の内閣委員会で、時の宮沢外務大臣に批准を迫っていますし、部落解放同盟も数回にわたって交渉を重ねてきています。
- ⑤ しかしながら、政府の回答は「総論賛成・各論反対」という

ことで、結局批准はしないとひきのばされているというのが卒直な現状です。

⑥ そこで、この現状を打開し、さばる政府に批准をさせるためには、なんといっても一大国民運動を起こす必要があるということです、とりあえず大阪からでも、そうした動きをつくり出すということになってきました。

⑦ 第一回の打合せ会は一月一八日部落解放センターで八名のよびかけ人(代理含む)が集まり、会の名称、よびかけ人の拡大、結成のメド等を定め、二月二日に第二回の打ち合せ会をもつことが定められました。

⑧ 二月五日冊子「国際人権規約批准促進運動の発展のために」発行。

⑨ 第二回の打合せ会は一月二二日部落解放センターで九名のよびかけ人が集まり、運営要項(案)の決定、結成大会の大筋を定め今日に至っています。

⑩ その他、二月二五日に井上一成議員が、三月一九日には上田卓三議員が衆議員で追及していますし、大阪市も「市政だより」三月号で国際人権規約について紹介しています。

(8) 運営要項提案(宮田 茂 大阪同盟調査部長)

本会は実に幅広い層から組織されている。特定のイデオロギーにとらわれず国民全体の共感をえられる運動にしたい。この観点から以下の運営要項が提案され採択された。

(1) 名称及び事務所

- (2) 目的
 

本会の名称は「国際人権規約批准促進大阪府民会議」といい事務所を部落解放センター内におく。

本会は、国際人権規約を一日も早く日本政府に批准させるとともに、府民の人権意識の高揚をはかることを目的とする。
- (3) 本会の構成
 

本会の目的に賛同する、在阪の個人又は団体によって構成する。
- (4) 機関
 

本会は、「全体会」と「幹事会」をおき、基本的な方向は「全体会」で定め、具体的なとりくみは、幹事会で協議して定める。(なお、議決は原則として全会一致をもっておこなうものとする。)

全体会は、加盟団体代表と学者、文化人、学識経験者等の個人でもって構成し、幹事会は、加盟団体の代表でもって構成する。
- (5) 役員
 

筆頭代表委員	一名	代表委員	若干名
幹事長	一名	幹事	加盟団体代表

代表委員は本会を代表し、幹事長は事務局をうけもつ。更に専門家の協力員をおくことが出来る。
- (6) 会計
 

本会の会計は、寄付金及びそのつと必要に応じて徴収する会費、その他の資金によってまかなう。

- (7) 本会は目的達成のため以下の行動を行う。
  - ① 研究活動
  - ② 啓発、宣伝行動
  - ③ 各方面への要請行動
  - ④ 署名、集会等の行動
  - ⑤ 中央政府に対する要請行動
- (8) なお、本会は、他の都道府県においても同様の会がもたれるよう努力する。

(9) 特別講演(宮崎繁樹、明大教授)

- ① 周知のように昨年一月三日にA規約(社会権)が、三月二三日にはB規約(自由権)と議定書が発効した。これまで日弁連の人権部会、自由人権協会や若干の婦人団体が、この批准を政府に要請してきているが、府民会議という形ではこの会が始めてと思う。
- ② 現在加盟国は、A規約については四二ヶ国、B規約については四〇ヶ国、そして議定書については一五カ国が批准している。
- ③ 今日、人類は国家というワクをこえた地球という運命共同体の中で生活している。それは衣、食という最も基本的な事柄においても、原料・資源という面でも大きく相互に依存している。しかも今や人類は、核、公害、人口という危機に直面している。
- ④ さて国際人権規約ができるまでの経過であるが、第二次大戦は数千万人の人命を奪った。こうした悲惨な戦争を防止するために人権擁護の必要性が強く指摘された。一九四一年ルーズベルト大統領は四つの自由(言論、宗教、欠乏、恐怖からの自由)

を提案し、一九四五年に国連憲章が出され、一九四八年には、世界人権宣言が採択され、一九六六年には世界人権宣言に法的拘束力を持たせたものとして、国際人権規約が採択されたのである。

- ⑤ 国際人権規約の内容は次の三つからなりたっている。一つは「社会的基本権」といふべきもので、教育をうける権利、社会保障をうける権利、労働に関する権利等が盛り込まれている。もう一つは「自由権的基本権」といわれるもので、言論・出版・思想・信条の自由、裁判をうける権利等を定めている。更にもう一つは「自由権的基本権」に関する議定書で、個人又は団体でも国連の人権審査委員会に訴えられることが定められている。
- ⑥ なお、実施については、社会権については、段階的に実施すればよいが、毎年国連に報告することが必要である。自由権については、批准すれば即時実施しなければならず、違反があれば人権審査委員会に訴えられる。
- ⑦ 以上、国際人権規約は広範かつ具体的に、国際的に人権を定めているが、日本政府はこれを批准しようとはしていない。それは、社会権についていえば、教育保障や社会保障の諸制度が在日朝鮮人に適用されていない現状があるといわれており、自由権についても、居住・移転の自由(一二条)、逮捕拘禁の要件(九条)等が出入国管理令と抵触するということ、第一五条の二にある戦犯等に対しては時効を適用しない項、また二〇条にある戦争や差別煽動を法的に禁止する条項が国内法と抵触するといわれている。

- ⑧ しかし、日本国憲法の基本的精神からも、また国連に加盟した際、世界人権宣言を敵守するとした宣誓からしても、一刻も早い批准が望まれる。日本は今や、世界で有数の経済大国となったが、諸外国に対する依存度は極めて高く、日本の将来を考へてもこの国際人権規約を無視しえない。
- ⑨ こうして、大きな意義を持つ国際人権規約に対する関心が弱く各政党ともあまりとりあげていないことは残念、その中で本会議が結成されたことに心強いものを感じる。

(10) 当面の行動提起(村越末男、部落解放研究所事務局長)

- (1) 当面の行動
  - ① 加盟の拡大
  - ② リーフレットの作成
  - ③ 要請行動
    - ④ 府・市・市町会
    - ⑤ 各政党
    - ⑥ 申し入れ、交渉
  - ④ 法務局
  - ⑤ 五月三日憲法記念集会
  - ⑥ その他
- (2) 将来の行動
  - ① 署名獲得
  - ② 各方面での決議獲得

- ◎各大学
- ◎マスコミ・その他

- ◎外務省、法務局

(11) 人事提案(高井亀一人権擁護委員連合会会長)

筆頭代表委員	元 日 弁 連 会 長	和 島 岩 吉
代表委員	護憲連合大阪地方本部 議長	田 万 清 臣
	大阪府人権擁護委員連合会会長	高 井 亀 一
	電 機 労 連 委 員 長	高 畑 敬 一
	大 阪 総 評 議 長	中 江 平 次 郎
	大 阪 同 盟 会 長	片 岡 十三郎
	詩 人	小 野 公 夫
	アムネスティ日本支部副理事長	川 久 保 泰 雄
	国 際 法 学 者	石 本 栄 子
	国際婦人年大阪連絡会	宮 地 栄 子
	“ “	藤 田 栄 子
	“ “	西 本 栄 子
	外国人の人権を守る会	妹 尾 活 夫
	部落解放研究所 理事長	原 田 伴 彦
	部落解放同盟大阪府連委員長	上 田 卓 三
	幹事長	村 越 末 男
	部落解放研究所事務局長	村 越 末 男

幹事（加盟団体代表）

大阪総評、大阪同盟、電機労連、護憲連合大阪地方本部、国際婦人年大阪連絡会、外国人の人権を守る会、部落解放研究所、部落解放同盟大阪府連合会（順不同）

（以上当面の行動提起、人事提案はいずれも採択）

(12) 役員紹介と代表あいさつ（和島若吉）元日弁連会長

本日ここに、政党政派をのりこえて、多数の出席のもとに本会の結成に成功したことをともによろこびたい。カーター大統領はその就任にあたり、合衆国憲法にのっとり政治をおこなうことを宣誓しているが、日本では、歴代の首相はしだいに憲法をいわずに宣言してきている。この姿勢こそ、日本がいまだに、国際人権規約を批准しないことの根底にあるものである。ところが、各党もこれについては無関心であり、上田・井上両議員に特に期待したい。

ところで、とりあえず批准促進会議が大阪で結成されたが、弁護士界でも大阪はずっと人権擁護の先頭に立ってきた。

日本の現状を見ると、金大中事件にしても、また加藤老人の問題にしても本当に人権は守られていない実情がある。この府民会議の結成を踏まえ、ともにこうした差別をなくし、人権が守られるように邁進しよう。

(13) 大会宣言（勝間さん）国際婦人年大阪連絡会

今日、「国際人権規約」発効一周年の日を記念し、大阪府民の声を結集し、内外に「国際人権規約」批准要求、基本的な人権確立の運動を拓めることを宣言するものである。

一九七七年三月二三日

国際人権規約批准促進大阪府民会議結成大会

(14) 議長降壇あいさつ（中江平次郎）大阪総評議長（代理）

日本国憲法よりも、より広く、より具体的に権利を定めている国際人権規約を、必ずや日本政府に批准させ、一切の差別をなくそう。その為にも、しっかりと団結を固めていこう。

(15) 閉会あいさつ（高畑敬一）電気労連代表（代理）

本日の結成大会の成功をふまえて、広く大阪府民の世論を高めるとともに、大阪から全国へこの運動を盛り上げよう。

(資料①) 個人加盟一覧（三月一九日現在）

- 佐藤 一男（金蘭会短大生）
- 藤井 健造（大手前女子短大生）
- 天野 利武（追手門学院大生）
- 勝部 元（桃山学院大生）
- 佐藤 洋（〃教授）
- 高田 克巳（関西女子美術短大生）
- 真田 弘映（四天王寺女子大教授）

すべての人間がその尊厳を認めあい、その自由と平等を確認することは、人類の創造した最上の文化である基本的人権の理念である。それはまた我が「日本国憲法の原理」でもある。かかる人権の思想は「世界人権宣言」となり、昨年三月二三日の「国際人権規約」の発効ともなったのである。

今日、世界三七ヶ国の政府は、条約としての「国際人権規約」を批准し、すべての国民と在留外国人にたいし、基本的人権を擁護する決意を世界に表明している。しかるに一九六六年国際人権規約の採択において全面的に賛成の意を表した日本国政府は十年に余る歳月を空費し、検討中と詭弁を弄し、その批准をさぼっている。さらに、今日政府は世界史の流れに逆行し、文化創造への妨害者とならんとしている。内外人平等の「国際人権規約」の精神に反し、在留外国人とくに朝鮮人民にたいし人権侵害の圧迫をすらすら加えている。

さらに部落地名総鑑に見られるごとく部落差別迫害の現実を放置し、差別者にその資料を流している。そして日本国憲法の基本的人権擁護の原則を後退させ、人権の制限をすらすら口にするのである。かかる反動的正体が、「日本国憲法」よりはるかに具体的に国際的に基本的人権を擁護する「国際人権規約」の批准をさぼる原因なのである。

我々は声を大にし、国民の力によって政府に「国際人権規約」の批准を迫り内外に平和と民主主義の誓いを明確にさせなければならぬ。それが文化国家としての日本を建設する道であり、日本国憲法の原理を実現する道なのである。

- 盛田 嘉徳（大阪教育大学教授）
- 森川 晃卿（大阪市大生）
- 塩川 利貞（大阪青山短大）
- 亀田 得二（弁護士）
- 在間 秀和（〃）
- 南 逸郎（〃）
- 山上 益朗（〃）
- 金子 武嗣（〃）
- 中北 龍太郎（〃）
- 藤田 剛（〃）
- 古田 かほる（婦人団体）
- 原田 洋子（〃）
- 三宅 繁子（〃）
- 猪谷 教子（〃）
- 小林 茂（部落解放研究所）
- 領家 稜（〃）
- 上原 利久（〃）
- 西野 亮二（〃）
- 住田 義雄（住吉隣保館理事）
- 猪谷 義継（大阪聖和教会）

(資料②) 国際人権規約批准の状況

南アメリカ	北アメリカ	東ヨーロッパ										西ヨーロッパ					国名			
ウルグアイ	チリ コロンビア	カナダ	バルパイス	ジャマイカ	コスタリカ	ポロンド	ドイツ(東)	ブルガリア	ハンガリー	ユーゴスラヴィア	チェコスロヴァキア	白ロシア	ソヴェト連邦	スペイン	イギリス	ドイツ(西)	フィンランド	スウェーデン	ノルウェー	デンマーク
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○											○	○	○	○		

	アフリカ					アジア					大洋州	国名		
計	スリナム	ガイアナ	トリニダッド	ジャマイカ	ザンビア	モザンビーク	インドネシア	ジャバ	イラン	フィリピン	シリア	オーストラリア	パナマ	エクアドル
46	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
44	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○
16	○	○	○		○								○	○

(注) A・B規約は、一九七七年四月二十七日現在。  
議定書は、一九七七年三月八日現在。